

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和元年5月10日
午前10時14分開議

●臨時議長（中川議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

●臨時議長（中川議員） ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●臨時議長（中川議員） 日程第1「仮議席の指定」を行います。
仮議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。

●臨時議長（中川議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、臨時議長において、2番 中屋議員、3番 室崎議員を指名いたします。

●臨時議長（中川議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時26分再開

●臨時議長（中川議員） 本会議を再開いたします。

●臨時議長（中川議員） 日程第3「選挙第1号 議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場封鎖）

●臨時議長（中川議員） ただいまの出席議員数は、13人でございます。
次に、立会人を指名します。

厚岸町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 中屋議員、13番 杉田議員を指名します。

●臨時議長（中川議員） 投票用紙を配ります。

(投票用紙を配付)

- 臨時議長（中川議員） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） 配付もれなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

- 臨時議長（中川議員） 投票箱を点検いたしました。異常なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、
投票願います。
点呼を命じます。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

- 議会事務局長（板屋局長） 2番 中屋議員、3番 室崎議員、4番 音喜多議員、5番
佐藤議員、6番 南谷議員、7番 佐々木議員、8番 石澤議員、9番 桂川議員、10番
竹田議員、11番 大野議員、12番 堀議員、13番 杉田議員、臨時議長 中川議員。

- 臨時議長（中川議員） 投票もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） 投票もれなしと認めます。
投票を終わります。

- 臨時議長（中川議員） 開票を行います。
2番 中屋議員、13番 杉田議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

- 臨時議長（中川議員） 選挙の結果を報告します。
投票総数13票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有
効投票13票、無効投票0票でございます。
有効投票のうち、堀議員が10票、南谷議員が3票。以上のとおりでございます。
この選挙の法定得票数は4票です。したがって、堀議員が議長に当選されました。

- 臨時議長（中川議員） 議場の出入り口を開きます。

（議場解放）

- 臨時議長（中川議員） ただいま議長に当選されました堀議員が、議場にいらっしゃいます。

厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

- 臨時議長（中川議員） 発言はございませんか。
堀議員。

- 議長（堀議長） ただ今、臨時議長より今期の議長としての告知を受けました、堀でございます。

議席番号にもあるとおり、歳がまだ後ろから2番目という若い議長ではあります。諸先輩方の意見をしっかりと捉まえた中で、議事運営をしっかりと行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

- 臨時議長（中川議員） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆さん、ご協力ありがとうございました。
議長席に議長、お着き願います。

（議長席に堀議長着席）

- 議長（堀議長） 日程第4「会期の決定」を議題にします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

- 議長（堀議長） 本会議を休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開します。

- 議長（堀議長） 日程第5「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場封鎖）

- 議長（堀議長） ただいまの出席議員数は、13人です。
次に、立会人を指名します。
厚岸町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 中川議員、13番 杉田議員を指名します。

- 議長（堀議長） 投票用紙を配ります。

（投票用紙を配付）

- 議長（堀議長） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

（なし）

- 議長（堀議長） 配付もれなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

- 議長（堀議長） 投票箱の異常なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票願います。
点呼を命じます。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

- 議会事務局長（板屋局長） 1番 中川議員、2番 中屋議員、3番 室崎議員、4番 音喜多議員、5番 佐藤議員、6番 南谷議員、7番 佐々木議員、8番 石澤議員、9番 桂川議員、10番 竹田議員、11番 大野議員、13番 杉田議員、堀議長。

- 議長（堀議長） 投票もれはありますか。

（なし）

- 議長（堀議長） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

- 議長（堀議長） これより開票を行います。

1 番 中川議員、13番 杉田議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

- 議長（堀議長） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、竹田議員9票、白票4票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、竹田議員が副議長に当選されました。

- 議長（堀議長） 議場の出入り口を開きます。

（議場解放）

- 議長（堀議長） ただいま副議長に当選されました竹田議員が、議場にいらっしゃいます。

厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

- 議長（堀議長） 発言はございますか。

10番、竹田議員。

- 副議長（竹田副議長） 皆さんの心を受け止め、平等に全ての運営を行うよう心がけてまいります。どうかよろしく願いいたします。

- 議長（堀議長） 本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開します。

- 議長（堀議長） 日程第6「議席の指定」を行います。

議席は、厚岸町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

●議会事務局長（板屋局長） 議席番号を朗読させていただきます。

2 番 石澤議員、3 番 室崎議員、4 番 音喜多議員、5 番 南谷議員、6 番 佐藤議員、
7 番 杉田議員、8 番 佐々木議員、9 番 桂川議員、10 番 大野議員、11 番 中川議員、
12 番 中屋議員。

以上でございます。

●議長（堀議長） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

●議長（堀議長） 本会議を休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

●議長（堀議長） 本会議を再開します。

●議長（堀議長） 日程第7「選任第1号 常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務
産業常任委員会委員に、竹田議員、南谷議員、佐藤議員、桂川議員、大野議員、中川議
員、中屋議員、以上7人。

厚生文教常任委員会委員に、石澤議員、室崎議員、音喜多議員、杉田議員、佐々木議
員、堀議員、以上6人。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに
決定いたしました。

●議長（堀議長） 本会議を休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時23分再開

●議長（堀議長） 本会議を再開いたします。

●議長（堀議長） 諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に大野委員、副委員長に桂川委員。

厚生文教常任委員会委員長に室崎委員、副委員長に杉田委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で、諸般報告を終わります。

●議長（堀議長） 日程第8「選任第2号 議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員は、厚岸町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により、議長を除く議員全員で構成することとなっております。

よって、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く議員全員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

●議長（堀議長） 本会議を休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時30分再開

●議長（堀議長） 本会議を再開いたします。

●議長（堀議長） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会運営委員会委員長に佐藤委員、副委員長に石澤委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

●議長（堀議長） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より、報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） ご異議なしと認めます。

よって「議会運営委員会報告」を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることと決定いたしました。

追加日程「議会運営委員会報告」を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

6 番、佐藤議員。

- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

本日 5 月 10 日 午前 11 時 43 分から、第 2 回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

議会からの提出案件であります「発議案第 1 号 厚岸町議会広報特別委員会の設置について」は、本会議で審議することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（堀議長） 日程第 9 「選挙第 3 号 釧路東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名することに決定いたしました。

釧路東部消防組合議会議員に、石澤議員、杉田議員、佐々木議員、桂川議員、以上 4 名を指名いたします。

- 議長（堀議長） お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、石澤議員、杉田議員、佐々木議員、桂川議員、以上 4 名を釧路東部消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました、石澤議員、杉田議員、佐々木議員、桂川議員、以上4名が、釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路東部消防組合議会議員に当選されました、4人の議員が議場にいらっしゃいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（堀議長） 日程第10「選挙第4号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員に杉田議員を指名します。

- 議長（堀議長） お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、杉田議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました杉田議員が、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました、杉田議員が議場にいらっしゃいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（堀議長） 日程第11「発議案第1号 厚岸町議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります竹田議員から、提案理由の説明を求めます。

1番、竹田議員。

- 竹田議員 議会広報特別委員会設置の提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました「発議案第1号 厚岸町議会広報特別委員会の設置について」、その提案理由を説明いたします。

議会広報は、既に皆様ご承知のように、住民に対して議会の活動内容を積極的にお知らせすることにより、議会に関心を深めてもらい、議会について理解していただくことが大きな役割であります。

当議会は、平成3年5月に初めて議会広報特別委員会を設置し、これまで28年間にわたって定例会の後、その都度広報を発行し、既に112号を数え、住民の間に定着していると考えています。

このことから、今後も引き続き広報を発行し、住民の期待に応える議会活動を心がけていくべきと考えるところであります。

広報特別委員会の具体的な活動内容は、委員会設置後に選任される委員によって検討されますが、議員各位におかれましては、特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げます。以上。

- 議長（堀議長） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） お諮りいたします。

「令和3年4月30日までを任期とする委員」及び「令和3年5月1日から令和5年4月30日までを任期とする委員」を厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

ただいま設置されました、厚岸町議会広報特別委員会の「令和３年４月30日までを任期とする委員」については、竹田議員、石澤議員、室崎議員、音喜多議員、南谷議員、佐藤議員の６名、「令和３年５月１日から令和５年４月30日までを任期とする委員」については、杉田議員、佐々木議員、桂川議員、大野議員、中川議員、中屋議員の６名をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、厚岸町議会広報特別委員会の「令和３年４月30日までを任期とする委員」には、ただいま指名しました、竹田議員、石澤議員、室崎議員、音喜多議員、南谷議員、佐藤議員の６名、「令和３年５月１日から令和５年４月30日までを任期とする委員」には、同じく指名しました、杉田議員、佐々木議員、桂川議員、大野議員、中川議員、中屋議員の６名をそれぞれ選任することに決定いたしました。

- 議長（堀議長） ただいま設置されました、厚岸町議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時51分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開いたします。

- 議長（堀議長） この際、諸般の報告を行います。

休憩中に厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りました。したがって、報告いたします。

委員長には佐藤委員、副委員長には竹田委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

- 議長（堀議長） ここで、付議事件変更について説明の申し出がありますので、これを許します。

副町長。

- 副町長（會田副町長） 本年５月７日に行いました令和元年厚岸町議会第１回臨時会の招集告示の翌日の８日に、付議事件として予定しておりました財産の取得に関する議案を取り下げた理由と、その経緯についてご説明申し上げます。

本件につきましては、厚岸保育所の移転改築を予定している土地と津波時における緊急避難場所の整備を予定している土地の取得に関する議案であり、これまでの間、不動産鑑定士による鑑定価格を参考にして算定した土地価格に加え、支障となる物件等の移転や撤去をしていただくための補償費をもって、当該土地所有者との間で交渉を行ってきたところ、この度当該土地所有者の承諾が得られたことから、本臨時会に提出することとしていたものであります。

しかし、改めて議案を精査したところ、一般的な公共用地の取得手順に必要とされる用地測量を行っていなかったこと、加えて、この度取得しようとする土地の一部に他の民有地と接する部分があることが分かりました。

当初は、登記簿上の面積から算定した価格による取得も可能であるとの解釈をもって議案を提出する予定でありましたが、やはり公共用地の取得に当たっては、より厳正かつ適正な手続を踏むべきであるとの判断に至り、議案に不備があったとして、5月8日付けで取下げをさせていただいた次第であります。

議員の皆様には、この度混乱を招いてしまったことをお詫び申し上げますとともに、以後このようなことがないよう、今後の議案提出に当たっては、より慎重を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、今後速やかに用地測量による用地確定を行った上、できるだけ早い時期に議案を提出させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜われますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、これらの事情につきましては、先般、契約の相手方となる土地所有者に説明を行い、了解を得ておりますことを申し添え、付議事件の取下げに係る説明とさせていただきます。

●議長（堀議長） 以上で、付議事件変更の説明を終わります。

●議長（堀議長） 日程第12「報告第2号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、報告第2号「厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」その提案理由と改正の内容について、ご説明申し上げます。

高齢者が罹る肺炎球菌感染症の定期予防接種の対象者の拡大を図る予防接種法施行令の改正を見据え、平成31年厚岸町議会第1回定例会において対象者拡大の経過措置を5年間延長するため、厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について議決をいただいたところでございます。

今般、平成31年3月20日に公布された予防接種法施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行され、肺炎球菌感染症にかかる定期予防接種の経過措置を5年間延長することに加え、100歳以上の人も予防接種の対象とすることとされました。

つきましては、厚岸町においても先に行った定期予防接種の対象者拡大の経過措置を5年間延長することに加え、100歳以上の人も予防接種の対象者とするよう、条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要が生じました。

このことから、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページをお開きください。

総総専第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容については、別にお配りしている報告第2号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料をご覧ください。

附則の改正でございます。

改正前の附則第4項は、肺炎球菌感染症予防接種対象者の拡大を図るために本年第1回定例会において条例改正をした内容であります。3月20日に公布された予防接種法施行令では、平成31年度の1年間に限り100歳以上の人を肺炎球菌感染症予防接種対象者に加えられました。従いまして、新たな第4項に平成31年度については100歳以上の人を対象者として追加したものでございます。

改正後の附則第5項は、改正前の附則第4項の期間が平成31年度からであったものを平成32年度からに改め、改正後の第4項の文言に合わせ文言を整理し繰り下げたものでございます。対象者に変更はございません。

議案書2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議長） 日程第13「報告第3号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第3号「専決処分事項の報告について」その内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

今般、国は消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、自動車の車体課税について地方の安定的な財源を確保しつつ、大幅な見直しを行う等として、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令を平成31年3月29日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。

この法律等の施行に伴い、平成31年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月31日に、町税条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書4ページをお開き願います。

総総専第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第3号説明資料新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

この議案は、町税条例の一部を改正する条例と、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例として2条にわたり、あわせて3条で構成しております。

1ページ、第1条は、町税条例の一部改正で、附則の改正であります。

第7条の3の2第1項は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、所得税における控除期間が延長されたことにより、所得税から控除しきれない額について、これまでと同様に控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するため、平成43年度までとしていた個人町民税の控除適用期限を、平成45年度まで延長するものであります。

改正前の第2項は、住宅ローン控除の適用要件の整理で、これまで個人町民税の納税通知書の発送後に確定申告書が提出された場合は、所得税控除のみが適用となり、個人町民税においては控除の適用とならないことが生じ得る規定となっておりましたが、所得税控除の適用がある場合は、個人町民税においても控除を適用できるよう、規定の整備をするための項の削除であります。

改正前の第3項は、前項の削除に伴う項番号の繰り上げと字句の改正であります。

第10条の2第4項から、次ページにわたり第18項までは、地方税法の改正における新たな項の追加による、項番号の繰り下げに伴う引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

第10条の3は、新築住宅の固定資産税の減額申告に関する規定で、3ページの第6項は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る提出書類の規定の追加であります。改正の概要は、地方税法において、河川法に規定する高規格堤防の整備のために使用された土地の上に建つ家屋について移転補償費を受けた者が、この土地の上に家屋を取得した場合の固定資産税の減額措置が規定され、最初の5年分の課税標準を、家屋のうち人が居住する部分については3分の2を減額し、これ以外の家屋については3分の1減額するものであります。

また、新たに項が追加となったため、改正前の第6項から、4ページの第12項までを1項ずつ繰り下げるほか、地方税法施行令の改正における新たな項の追加による項番号の繰り下げに伴う、引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

第16条は、7ページまでにわたりますが、軽自動車税の税率の特例についての規定であります。第1項は、新車登録から13年を経過した車両への経年車重課税について、地方税法の改正に合わせて、平成31年度に限った読み替え規定に改正するものであります。なお、重課税額に、変更が生ずるものではありません。

改正前の第2項から第4項までは、6ページまでにわたりますが、既に適用年度が過ぎた平成29年度分の軽自動車税に係る、いわゆるグリーン化特例に関する規定を削るものであります。

6ページ、改正前の第5項から次ページの第7項までは、平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税に係るグリーン化特例に関する規定であります。前3項を削ったことによる項番号の繰上げのほか、地方税法の改正における項の削除による、項番号の繰上げに伴う引用項番号の改正と、前3項を削除したことによる読み替え規定の整理であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

7ページ、第16条の2は次ページまでわたりますが、前条の改正による引用項番号の整理であります。

次に8ページ、第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

この改正は、平成28年第3回定例会において可決された「町税条例等の一部を改正する条例」で定めた規定のうち、軽自動車税に関する未施行の部分を改めるものであります。

8ページ後段の下線で示した部分は、地方税法等の一部を改正する法律における地方税法改正後の規定に合わせ、それぞれを1字下げるもので、内容に変更はございません。

また、9ページ4行目からは附則の改正規定であります。平成31年度税制改正により、本年10月1日から軽自動車税の環境性能割について税率の特例措置を設けることを踏まえた地方税法等の改正に合わせ、環境性能割の税率の特例に係る規定の整備及び経年車重課税に係る規定を改めて整備するものであります。なお、それぞれの税率や税額に変更が生ずるものではありません。

次の、第3条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、11ページまでにわた

りますが、平成30年第2回定例会において可決された「町税条例等の一部を改正する条例」中、法人の町民税の納付申告に関する規定を改めるものであります。改正概要は、平成32年4月1日から電子申告が義務化される大規模法人が、インターネット障害や災害等で、電子申告することができない場合の措置を規定するものであります。

次に、附則の改正であります。

第1条は、施行期日に関する規定、第2条は、町民税の経過措置に関する規定で、第33条の7に5項を加えたことによる項数、及び引用項番号の改正であります。

議案書9ページにお戻り願います。

附則であります。第1条は、施行期日で、この条例は、平成31年4月1日から施行する。第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、次ページにわたり固定資産税に関する経過措置で、いずれも平成31年度以後の各税について適用し、平成30年度分までの各税については、従前の例によるとするものであります。第4条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第3号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議長） 日程第14「報告第4号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第4号「専決処分事項の報告について」その内容をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第3号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から

施行されたことに伴い、平成31年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、同年4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月31日に、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書12ページ、総総専第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第4号説明資料新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

附則の改正であります。

第13項は、地方税法附則第15条で規定する固定資産税等の課税標準の特例の適用がある土地又は家屋について、各年度の都市計画税の特例を適用する読み替え規定であります。地方税法の改正における新たな項の追加による項番号の繰り下げに伴う引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではございません。

議案書12ページへ戻ります。

附則でございます。第1項は、施行期日で、この条例は、平成31年4月1日から施行する。第2項は、経過措置についての規定で、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税について、従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第4号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議長） 日程第15「報告第5号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました 報告第5号「専決処分事項の報告について」その内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されました。

この改正に伴い、平成31年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書14ページであります。

総総専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、地方税法施行令の改正に伴うもので、一つ目は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を引き上げたこと、二つ目は、国民健康保険税の軽減措置基準の拡大を図ったものであります。

それでは、別にお配りしております、報告第5号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

説明につきましては、この新旧対照表により行わせていただきます。それとは別に、報告第5号説明資料②として改正内容の概要、及び報告第5号説明資料③として関係法令の抜粋及び用語の説明をあわせて配布しておりますので参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第2項のただし書の改正は、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成30年度の課税データで試算した場合、限度額超過世帯となる130世帯で、調定額で約380万円の増額が見込まれるところであります。

次に、1ページ下段になります。

第21条については、国民健康保険税の減額についての規定で、各号列記以外の部分については、減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に改めたものであります。

2ページをご覧ください。

同条第2号の改正は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を27万5,000円から28万円に改めたもので、5割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。この改正による影響は、平成30年度の課税データで試算した場合、

2割軽減世帯からの移行により2世帯増加し、調定額で約6万8,000円の減額となります。
3ページをご覧ください。

同条第3号の改正は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を50万円から51万円に改めたもので、2割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。この改正による影響は、平成30年度の課税データで試算した場合、新たに4世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減に2世帯が移行するため、2世帯増加し、調定額で約6万7,000円の減額となります。5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は4世帯増加し、調定額で約13万5,000円の減額となります。

議案書14ページにお戻りください。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険税について適用し、平成30年度分までの保険税については、なお、従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第5号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議長） 本会議を休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時23分再開

●議長（堀議長） 本会議を再開いたします。

●議長（堀議長） 日程第16「議案第40号 監査委員の選任に対する同意を求めることに

ついて」を議題とします。

- 議長（堀議長） 中屋議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（中屋議員退場）

- 議長（堀議長） 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、「議案第40号 監査委員の選任に対する同意を求めることについて」、その提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員のうち、議員のうちから選任される監査委員につきましては、その任期が地方自治法第197条の規定により、議員の任期によるものとされていることから、中川孝之議員は本年4月30日をもって任期が満了となっております。

このため、同法第196条第1項の規定により、厚岸町議会議員のうちから選任する監査委員について、次の方を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目13番地。氏名、中屋 敦^{なかやつとむ}。生年月日、昭和17年3月18日。性別、男であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜われますようお願いいたします。

- 議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（堀議長） 日程第17「議案第41号 町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、議案第41号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

今般、国は、平成31年度地方税制改正として、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令を平成31年3月29日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。

この法律の施行に伴い、平成31年度の町税の課税事務にかかわり、改正法と同日に施行しなければならない部分に関しましては、先に報告し、ご承認をいただきましたが、それ以外の改正部分で、原則として6月1日以後に施行するものについて、本臨時会に提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配布の議案第41号説明資料①新旧対照表により行いますが、具体的な内容といたしましては、説明資料②及び③を交えながら、ご説明させていただきます。

なお、この議案は町税条例の一部を改正する条例として、3条で構成しております。

それでは、議案第41号説明資料①新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、第1条、町税条例の一部改正であります。

第28条の7は、寄付金税額控除に関する規定で、いわゆるふるさと納税の見直しに伴う地方税法の改正に合わせ、字句の改正及び引用項番号を改正するものであります。

これまでの、ふるさと納税においては、どの都道府県や市町村等に寄付をした場合でも、寄付金額控除の特例控除を受けることができたが、改正後は返礼品の返礼割合などの基準に適合するとして、総務大臣が指定する都道府県や市町村等に対する寄付金が特例控除の対象となります。施行期日は、令和元年6月1日であります。

次に、附則の改正であります。

第6条及び第7条の3の2は、改元に伴う年号の改正であります。

2 ページ、第7条の4は、ふるさと納税の見直しに伴う地方税法の改正による引用項番号の改正で、施行期日は、令和元年6月1日であります。

第8条は、改元に伴う年号の改正であります。

第9条及び次ページの第9条の2は、ふるさと納税の見直しに伴う地方税法の改正による字句の改正で、施行期日は、令和元年6月1日であります。

第11条の見出しから7ページの第22条までは、改元に伴う年号の改正であります。

7 ページ、第2条、同じく町税条例の一部改正であります。

第29条の3は、町民税の申告に関する規定で、確定申告の記載事項の見直しに伴い、町民税の申告においても同様の取扱いとする規定を第6項として追加し、現行の第6項から第8項を1項ずつ繰り下げるものであります。改正の概要としては、確定申告において一定の要件を満たした場合、所得控除の額を合計額のみ記載すれば内訳の記載を要しないこととされ、住民税の申告についても同様の取扱いとするものであります。施行期日は、令和2年1月1日であります。

8 ページ、第29条の4の2及び第29条の4の3は、単身児童扶養者控除対象者の非課税措置に関する規定が整備されたことに伴う改正であり、第29条の4の2は、単身児童

扶養者控除対象者の給与に関する扶養親族等申告書への記載事項の追加、第29条の4の3は、次ページにわたり、単身児童扶養者控除対象者の年金に関する扶養親族等申告書への記載事項の追加であります。施行期日は、令和2年1月1日であります。

9ページ、第29条の5は、町民税に係る不申告に関する過料の規定で、改正後の地方税法に合せた引用項番号及び字句の改正であります。

次に、附則の改正であります。

ここで、議案第41号説明資料②をご覧ください。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の概要であります。

軽自動車税につきましては、これまでの条例改正時において、本年10月1日から種別割と環境性能割の2区分となることをご説明いたしておりますが、今回の改正により、消費税率の引上げに伴う需要平準化対策として、環境性能割の臨時的軽減が行われます。表の区分欄の右側は、本年10月1日から施行となる軽減前の税率であり、さらに右側が、今回の改正による臨時的軽減後の税率であります。軽減措置されるのは、本年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した車両で、対象車両に係る環境性能割の税率が1パーセント軽減されるものであります。

自家用の軽自動車につきましては、令和2年度燃費基準達成車の税率が、1パーセントから非課税に、その他の自家用軽自動車の税率が2パーセントから1パーセントに軽減されることとなります。

このことを踏まえ、再び説明資料①新旧対照表の9ページにお戻り願います。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定で、現行では環境性能割の税率が1パーセントと定められている軽自動車について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得したものについては、非課税とする規定の追加であります。

第15条の2の2は、次ページにわたり、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、環境性能割について虚偽の申告により納付額に不足額があった場合、当該認定等の申請をした者を軽自動車の取得者とみなすなどの規定の追加で、施行期日は、令和元年10月1日であります。

10ページ、第15条の3は軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定、第15条の4は軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の規定であります。

この二つの条の改正概要であります。環境性能割の賦課徴収については、当分の間、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととされており、減免・非課税といった軽減事務についても、北海道が市町村に代わって行うこととなり、北海道と道内市町村の減免・非課税の適用範囲が同一となるよう、条例は既に整備済みであります。今回の改正では減免申請期限や減免申請書の様式など、適用範囲以外の取扱いについて規定していなかったことから、軽減範囲を「自動車税環境性能割と同一」とし、軽減事務を「自動車税環境性能割の例により行う」こととして、適用範囲以外についても同一の取扱いとなるよう改正するものであります。施行期日は、令和元年10月1日であります。

第15条の7は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定で、消費税率の引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得した自家用乗用車環境性能割の税率を1パーセント軽減するための読み替え規定を、第3項と

して追加するものであります。施行期日は、令和元年10月1日であります。

ここで、議案第41号、説明資料③をご覧ください。

軽自動車税のグリーン化特例に係る見直しの概要であります。

グリーン化特例は、燃費性能等が優れた環境負荷の少ない軽自動車を取得した場合、取得した翌年度の軽自動車税の種別割が軽減されるものであります。現行の措置は、本年度課税分までであり、翌年度課税分から見直すこととされておりましたが、消費税率の引上げに配慮し、現行制度の特例内容が2年間延長されることとなりました。また、令和4年度課税分及び令和5年度課税分のグリーン化特例の対象は、電気自動車と一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車に限定されることとなります。

このことを踏まえ、再び説明資料①新旧対照表の10ページにお戻願います。

第16条は、12ページまでにわたり軽自動車税の種別割の税率の特例で、第1項は地方税法の改正に合せた字句の改正であります。

改正案の第2項から第4項はグリーン化特例が令和2年度取得分まで2年間延長されることに伴う項の追加で、環境性能の区分ごとに3段階で軽自動車税の種別割を軽減する読み替え規定の追加であります。施行期日は、令和元年10月1日であります。

13ページ、第16条の2は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定で、種別割について虚偽の申告により納付額に不足額があった場合、当該認定等の申請をした者を軽自動車の取得者とみなすなどの規定の整備であります。施行期日は、令和元年10月1日であります。

次に、第3条、同じく町税条例の一部改正であります。

第17条は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定で、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けていて、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする規定の整備であります。施行期日は、令和3年1月1日であります。

次に、附則の改正であります。

14ページ、第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定で、第1項は地方税法の改正に合せた引用項番号の改正であります。

第5項は、軽自動車のグリーン化特例の見直しによる規定の整備で、グリーン化特例の対象が電気自動車と天然ガス自動車に限られ、令和4年度及び令和5年度の軽自動車税が特例措置の対象となります。施行期日は、令和3年4月1日であります。

第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、地方税法の改正に合せた引用項番号の改正であります。施行期日は、令和3年4月1日であります。

議案書23ページに戻りまして、附則であります。

第1条は次ページにわたり、施行期日について、第2条から25ページ第4条については、町民税に関する経過措置について、第5条及び26ページの第6条は、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第41号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） 日程第18「議案第42号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第42号「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と内容についてご説明いたします。

平成26年法律第83号「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、今後の更なる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があることから、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部が実施され、本町におきましては、第1号被保険者に対する介護保険料について、非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下等を対象者とする所得段階第1段階について、基準額に対する割合を0.5であるところを0.45としているところであります。

国においては、本年10月に予定されている消費税率の引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料について、更に軽減措置を強化することとなり、これを実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

軽減措置を強化する内容は、所得段階第1段階の介護保険料を更に軽減強化し、非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下を対象者とする所得段階第2段階及び非課税で合計所得金額と、課税年金収入額の合計が120万円を超える対象者となる所得段階第3段階について、新たに介護保険料の減額賦課の規定を加えたものであります。

このことにより、本町においても軽減強化を行うため、介護保険条例の改正を行おう

とするものであります。

なお、この度の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令は、政令上、介護保険料の賦課が年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、令和元年10月以降の消費税率引上げによる財源での手当であることを反映し、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定されており、令和2年度以降の完全実施時期における軽減幅については、今年度に改めて政令改正を行う予定とされております。

条例の改正内容については、別に配付しております、議案第42号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条の保険料率の改正であります。なお、「保険料率」という文言は、介護保険法施行令第39条第1項で第1号被保険者の負担能力の区分に応じ、いわゆる段階を設けて定める割合を乗じて得た額と規定されていることから、この文言を用いておりますのでご承知おきます。

第1項各号列記以外の部分中、保険料期間の「平成32年度」を改元に伴い改めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第2項は、これまで実施している所得段階第1段階に対する介護保険料の減額賦課の規定であります。保険料期間を改め、基準額に対する軽減強化を図るもので、年額2万4,840円を2万700円に改めるものであります。

ここで議案第42号説明資料所得段階別介護保険料比較表をご欄願います。

左の欄の第1段階の保険料率は、基準額に対し改正前では0.5から0.45と軽減しておりますが、これを右の欄の第1段階の保険料率は、改正後では0.375に改め、その金額は、月額で345円、年額で4,140円を減じて、2万700円に改めるものであります。

次に、第3項を第5項に繰り下げ、第2項の次に第3項及び第4項を新たに加えるもので、第3項は、所得段階第2段階に対する介護保険料の減額賦課の規定を追加するもので、年額3万8,088円を3万2,844円とするものであります。

介護保険料比較表の左の欄の第2段階の保険料率は、基準額に対し改正前では0.69としておりますが、これを右の欄の第2段階の保険料率は、改正後では0.595に改め、その金額は、月額で437円、年額で5,244円を減じて、3万2,844円と定めるものであります。

第4項は、所得段階第3段階に対する介護保険料の減額賦課の規定を追加するもので年額4万1,400円を4万20円とするものであります。

介護保険料比較表の左の欄の第3段階の保険料率は、基準額に対し改正前では0.75としておりますが、これを右の欄の第3段階の保険料率は、改正後では0.725に改め、その金額は、月額で115円、年額で1,380円を減じて、4万20円と改めるものであります。

第5項は、繰り下げしたことによる、文言の整理であります。

改正に伴う影響額については、第7期厚岸町介護保険事業計画による推計において、令和元年度分では、第1段階で853人、353万1,000円の軽減、第2段階で314人、164万7,000円の軽減、第3段階で216人、29万8,000円の軽減、合計1,383人、547万6,000円と試算しております。この経費に要する費用負担は、国が2分の1、道が4分の1、町が4分

の1となるものであります。なお、予算措置につきましては、今後の補正予算の中で整理させていただくこととしております。

続いて、この条例の附則であります。

議案書の27ページをご覧ください。

附則第1項は、施行期日等で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。

28ページ、第2項は、経過措置で、平成30年度以前の前年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議長） 日程第19「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

次期定例会までの間、各常任委員会及び議会運営委員会の継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（堀議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、令和元年厚岸町議会第1回臨時会を閉会します。

午後2時52分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年 5 月 10 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
